平成２７年（フ）第１６３４号
福岡市東区松崎３丁目33番38―801号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区原田３丁目５番48号
破産者　船津　　博
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８７７号
福岡県古賀市天神７丁目21番13号
破産者　山本　静子
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１号
大分県中津市大字昭和新田１番地１　プレジュール周防
破産者　木内　良一
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２５９号
佐賀県鳥栖市田代本町1332番地19
破産者　大石ふたみ
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４９号
大分県佐伯市弥生大字井崎442番地15
破産者　後藤健太郎
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
大分県中津市262番地１
破産者　古江　聰忠
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７９号
茨城県つくば市筑穂２丁目19番地１　レジデンスつくほ103号
破産者　飯村　伸一
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１８０号
茨城県つくば市筑穂２丁目19番地１　レジデンスつくほ103号
破産者　飯村智恵子（旧姓會田・倉持）
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１９８号
茨城県つくば市沼崎2719番地、前住所茨城県つくば市谷田部2122番地１　軽部ハイツ202号
破産者　宇津木重夫
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第３６号
群馬県桐生市菱町１丁目515番地の２
破産者　下山　秀夫
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第５９号
群馬県桐生市広沢町６丁目335番地の１　養護老人ホーム　サンロイヤル広沢
破産者　岩野　亜幸
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１６０号
埼玉県三郷市東町33番地
破産者　蓮見　英人
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４７１号
埼玉県春日部市新宿新田340番地12　南桜井ガーデンＢ－９
破産者　竹内　正彦
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４９２号
埼玉県三郷市三郷１丁目１番地６　ライオンズマンション三郷駅前1303号
破産者　畠山　泰一
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５２８号
埼玉県越谷市東越谷３丁目４番地12　コスモハイツＣ棟103号、旧住所埼玉県越谷市宮本町３丁目182番地13
破産者　永井　明徳
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
広島県安芸郡坂町坂西３丁目４番18号
破産者　髙下　翔太
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２６９号
福岡市早良区四箇田団地16番304号
破産者　太田かおり
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８９９号
福岡市城南区片江１丁目21番１―201号
破産者　濱田　貴大
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２３２号
長崎県長崎市本石灰町６番26号　古井田ビル201号、旧住所長崎県雲仙市小浜町北野2404番地
破産者　関　　美玲（旧姓前田）
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係